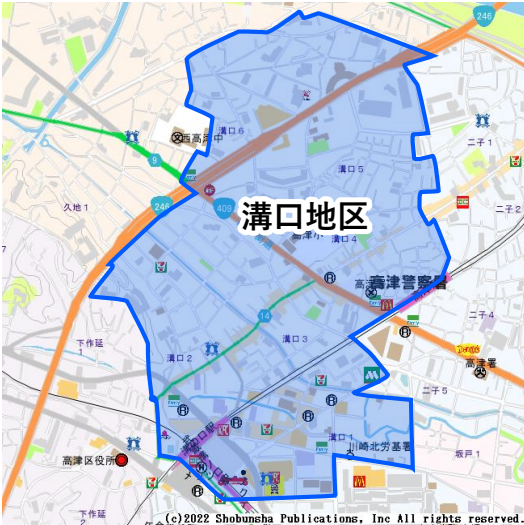


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【高津警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

溝口地区

【選定理由】

- ・ 高津区の中心地であり、駅や商業施設が多く、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が高津区内で1番多い。
- ・ 一方通行の逆走や右側通行の自転車も多い。
- ・ 高津区内で自転車関連事故が2番目に多い。(令和3年中16件)

溝口・下作延・二子地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一方通行の逆走
- 車道右側通行
- 信号無視
- 遮断踏切への立ち入り

二子地区

【選定理由】

- ・ 令和3年は、自転車関連事故が少なかったものの、令和4年になってから増加傾向(令和4年3月末時点4件発生)
- ・ 東京都二子玉川へ通ずる地区であり自転車利用者が多い。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

下作延地区

【選定理由】

- ・ 溝口に隣接し、住宅街でもあるため、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多い。
- ・ 自転車関連事故が多く、高津区内で、1番多い。(令和3年中19件)
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 携帯電話のながら運転は禁止！
注意力散漫となり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめてください！
- 2 「一方通行」では確実な法令遵守を！
自転車も車両です。
一方通行に限らずその他の交通法令も遵守しましょう。